

千葉県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年3月31日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総総第1127号

令和2年3月18日

千葉市監査委員 大 木 正 人  
同 宮 原 清 貴 様  
同 森 山 和 博  
同 三 須 和 夫

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第2号、平成28年度監査報告第9号、平成29年度監査報告第10号、平成31年度監査報告第6号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 防災備蓄品や防災無線は適切に管理されているか</p> <p>(1) 数量管理は、適切に行われているか</p> <p>ア 市民局で管理する防災備蓄品 (※現在の所管は総務局)</p> <p>(イ) 備品票の標示について</p> <p>物品会計規則第38条によると、「受け入れた物品のうち備品については、備品票を物品取扱員等をして作成させ標示しなければならない。」と規定されているが、現地確認したところ、備品票を標示すべき防災備蓄品のうち、そのほとんどが標示されていなかった。</p> <p>備品票の標示は、物品管理の基本となるものであることから規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>備品の管理について、管理する備品と備品明細一覧表を照合した後、規則に基づき備品票の貼付を行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 補助金交付要綱を適正に整備すべきもの ウ 補助対象事業の要件を明確にすべきもの（環境局）</p> <p>千葉県低公害車普及促進事業補助金交付要綱第3条第2号イによると、「自動車リース会社が運送事業者に貸与する目的で主として市内を走行する運送業務の用に供する新車の天然ガス自動車若しくはハイブリッド自動車を購入する事業等で、補助金相当額が当該運送事業者に還元されるもの」を補助対象事業とするとされている。</p> <p>しかしながら、同要綱においては、「還元」の定義や完了の時期等について明示されておらず、そのため、補助の要件審査が十分に行われているとは言えない状況が見受けられた。</p> <p>補助対象事業の要件については、要綱により明確に定められたい。</p>	<p>補助対象事業の要件については、令和元年11月7日に、千葉県低公害車普及促進事業補助金交付要綱の改正を行い、還元の方法を例示するとともに、還元の完了時期を補助対象事業の実績報告前とした。</p>